# 第3次潟上市生涯学習推進計画 (案)

平成30年1月現在

# 目 次

第1章 生涯学習推進計画の策定にあたって・・・・・・・・・・1
1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・2
1 生涯学習を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・2
(1)生涯学習とは・・・・・・・・・・・・・・・・2
(2) 生涯学習をめぐる国や県の動向・・・・・・・・・・・2
(3) 潟上市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・3
2 生涯学習推進の将来像と基本目標・・・・・・・・・・・5
3 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第3章 生涯学習推進計画・・・・・・・・・・・・・・8
基本政策(1)生涯学習活動の推進と充実・・・・・・・・・・8
基本政策(2)公民館事業の充実・・・・・・・・・・・11
基本政策(3)図書館事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・14
基本政策(4)青少年の健全育成・・・・・・・・・・・17
基本政策(5)スポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・20
基本政策(6)芸術文化活動・文化財保護の推進・・・・・・・・・24

### 第1章 生涯学習推進計画の策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

「かだろう たのしもう がんばろう みんなで創る 生涯学習」のキャッチフレーズのもと、平成25年度から平成29年度までを計画期間とした第2次潟上市生涯学習推進計画により市民の生涯学習を推進してきました。

平成28年3月、市では第2次潟上市総合計画「みんなで創る しあわせ実 感都市 潟上 ~文化の風薫る 笑顔あふれるまち~」を策定し、基本目標の ひとつとして「次代の人が育つ、生涯学習都市」を目指しています。

第3次潟上市生涯学習推進計画は、生涯学習活動をとおして、地域全体の教育力向上を図り、「対話と交流」を深め、市民が相互に支え合いながら、心豊かな生涯学習社会の実現を目指して、本市の生涯学習行政の方向を明確にするために策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、国の生涯学習に関する法律や答申を踏まえるとともに、県の生涯学習ビジョン等を参酌しながら、市の最上位計画「第2次潟上市総合計画」との整合性を図るものとします。

- 参考 国··「社会教育法」(平成29年4月施行) 「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月)
  - 県・・「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」(平成27年3月) 「秋田県生涯学習ビジョン」(平成23年9月)
  - 市・・「第2次潟上市総合計画」(平成28年3月)

### 3. 計画の性格

この計画は、生涯学習の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための指針となる計画です。

### 4. 計画の期間

この計画期間は、平成30年度から平成34年度の5カ年とします。

### 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 生涯学習を取り巻く状況

### (1) 生涯学習とは

「生涯学習」とは人々がその生涯にわたって行う学習のことで、社会教育、 学校教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動等様々な場や機会 において行う学習のことです。

教育基本法では「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

### (2) 生涯学習をめぐる国や県の動向

平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画では、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を目指しています。

### 「自立」

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

### 「協働」

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

### 「創造」

自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学 習社会

また、平成23年9月には「秋田県生涯学習ビジョン」が策定され、「知と行動が結び付いたクリエイティブな循環型社会」を目指し、「学んだことを行動に結び付ける」ことを重視しています。一人一人が、学んできたことを生かしてその時々にできる範囲や分野で行動し、その行動が周囲の人々を刺激することで、行動と学びの輪が広がり、学びと行動の循環が、個人の成長や地域社会を築いていきます。

### (3) 潟上市の概況

本市の人口は、国勢調査結果でみると、年々減少傾向にあります。

「年少人口(O~14歳)」「生産年齢人口(15~64歳)」「老年人口(65歳以上)の3区分でみると、年少人口と生産年齢人口は減少、老年人口は増加し続けています。

産業別就業者人口割合では、第1次産業は約6.0%、第2次産業は約26.3%、 第3次産業約65.4%、分類不能約2.3%となっています。

# 人口と世帯数(国勢調査)

	男性(人)	女性(人)	総人口(人)	世帯数(世帯)	一世帯あたりの人数(人)
平成12年(2000)	16,891	18,820	35,711	11,277	3.17
平成17年(2005)	16,936	18,878	35,814	11,951	3.00
平成22年(2010)	16,272	18,170	34,442	11,936	2.89
平成27年(2015)	15,547	17,536	33,083	12,023	2.75

(単位:人)

(単位:人)

# 年齡階層別人口(国勢調査)

	年少人口	生産年齢人口	老年人口	総人口
	(0~14歳)	(15~64歳)	(65歳以上)	心人口
平成12年(2000)	5,194	23,599	6,918	35,711
平成17年(2005)	4,926	22,854	8,034	35,814
平成22年(2010)	4,247	21,285	8,909	34,442
平成27年(2015)	3,720	18,997	10,340	33,083

※各年10月1日現在 平成22年・27年の総人口には年齢不詳を含む

# 産業別就業者人口(国勢調査)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業者数
平成12年(2000)	1,352	6,558	9,655	28	17,593
平成17年(2005)	1,308	5,034	10,231	116	16,689
平成22年(2010)	1,035	4,243	10,195	9	15,482
平成27年(2015)	933	4,068	10,137	352	15,490

### 2. 生涯学習推進の将来像と基本目標

### 【将来像】

将来像とは、本計画が目指す市の姿のことです。

「次代の人が育つ、生涯学習都市」

### 【キャッチフレーズ】

本市の生涯学習におけるキャッチフレーズを定めており、本計画においても、 このキャッチフレーズのもと、生涯学習社会の実現を目指します。

「かだろう・たのしもう・がんばろう・みんなで創る生涯学習」

かだ(た)ろう・・参加と語らい、自ら進んで、周りの人を誘って

たのしもう・・・・人生を豊かにする生涯学習の充実

がんばろう・・・・自ら課題意識を持って学び続ける意欲

みんなで・・・・市民総参加の学習活動の展開

### 基本目標

基本目標とは、将来像へ向かうための基本的な考え方のことです。

### [. 生涯学習の推進

地域の教育力向上が図られるよう、一人ひとりが主体的に生涯学習活動に参画し、相互に支え合いながら、地域課題の解決や地域の活性化に結びつくような生涯学習・社会教育事業を推進します。

### Ⅱ. 青少年の健全育成

青少年の健全育成団体等の活動を積極的に支援し、すべての子どもたちの安全安心が確保された環境のもと、体験活動や奉仕活動を通じて、思いやりの心や豊かな人間性と社会性、自ら行動できる力を育めるよう、青少年の健全育成の充実を目指します。

### Ⅲ、スポーツ活動の推進

スポーツの力で健康づくりや仲間づくり、地域の活性化を目指すため、 市民が自主的・主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、 各種スポーツ団体の組織強化及び指導者の確保・育成等の環境づくりの充 実を図ります。

# Ⅳ. 芸術・文化活動の推進

生活の中にゆとりやうるおいを求める人が増加し、芸術や文化活動に対する関心や興味が高まっています。芸術に触れる機会を創出し、文化意識の醸成を図り、市民の意欲あふれる芸術文化活動を支援すると共に、市保有の貴重な文化財の保存・保護・継承に努めます。

### 基本政策

基本政策は、目標を遂行するための方針のことです。

- (1) 生涯学習活動の推進と充実
- (2)公民館事業の充実
- (3) 図書館事業の推進
- (4) 青少年の健全育成
- (5) スポーツ活動の推進
- (6) 芸術文化活動・文化財保護の推進

### 基本施策

基本施策は、政策を進めるための基本的な方策のことです。基本政策1~6 に対応した基本施策は、次のとおりです。

- (1) ①生涯学習情報の提供と学習相談の充実
  - ②生涯学習活動を推進する人材や団体の育成
  - ③社会教育施設の整備と充実
  - ④参画と協働による事業の推進
- (2) ①公民館運営体制の充実
  - ②公民館における学習機会の充実
- (3) ①図書館運営体制の充実
  - ②読書活動の推進
- (4)①家庭教育の充実
  - ②青少年健全育成の推進
  - ③児童館活動の推進
- (5) ①生涯スポーツの推進
  - ②スポーツ環境の整備
- (6) ①芸術文化活動の推進
  - ②文化財の保護と活用

### 具体的施策

基本施策に向かって具体的に取り組む方策のことです。

それぞれの基本施策に対応した具体的施策により、さまざまな事業が展開されることとなります。

### 3. 計画の体系図

### 【将来像】

「次代の人が育つ、生涯学習都市」

### 【キャッチフレーズ】

「かだ(た)ろう・たのしもう・がんばろう・みんなで創る生涯学習」

### 【基本目標】」、生涯学習の推進

基本政策(1)生涯学習活動の推進と充実

基本施策① 生涯学習情報の提供と学習相談の充実

- ② 生涯学習活動を推進する人材や団体の育成
- ③ 社会教育施設の整備と充実
- ④ 参画と協働による事業の推進

### 基本政策(2)公民館事業の充実

基本施策① 公民館運営体制の充実

② 公民館における学習機会の充実

基本政策(3)図書館事業の推進

基本施策① 図書館運営体制の充実

② 読書活動の推進

### 【基本目標】Ⅱ. 青少年の健全育成

基本政策(4) 青少年の健全育成生涯学習活動の推進と充実

基本施策① 家庭教育の充実

- ② 青少年健全育成の推進
- ③ 児童館活動の推進

【基本目標】Ⅲ、スポーツ活動の推進

基本政策(5)スポーツ活動の推進

基本施策① 生涯スポーツの推進

② スポーツ環境の整備

【基本目標】Ⅳ. 芸術・文化活動の推進

基本政策(6)芸術文化活動・文化財保護の推進

基本施策① 芸術文化活動の推進

② 文化財の保護と活用

### 第3章 牛涯学習推進計画

### 基本政策(1)生涯学習活動の推進と充実

### 【現状と課題】

地域住民が、お互いに対話・交流し、学び合い、教えあう相互学習が行われる環境を整備していく必要があります。

市民一人ひとりが生涯にわたり学び、心の豊かさや生活の向上につながるよう学習機会や学習場所を提供し、その成果を地域にいかせる社会の実現が求められています。

社会教育関係の主要施設は、老朽化が進み、年次的な施設整備等が必要となっています。

### 基本施策① 生涯学習情報の提供と学習相談の充実

「生涯学習プログラムガイド」、市広報かたがみ「学びの情報箱」、市ホームページ等による生涯学習情報の充実を図り、市民への情報提供を推進していきます。また、あらゆる市民からのニーズに応えられるよう生涯学習相談窓口の充実に努めます。

具体的施策	内 容
生涯学習プログラムガイド の発行	生涯学習関係事業及び各種講座の情報を提供するため、生涯学習プログラムガイドを発行します。 市で開催される年間の生涯学習事業の紹介や募集内容を市内全戸に配布します。
生涯学習情報の提供・充実	市広報かたがみ「学びの情報箱」等で生涯学習 情報の提供・充実に努めます。
ITを活用した情報提供の 推進	市のホームページ等を活用し、市民への情報提供を推進します。
生涯学習相談窓口の整備	天王・昭和・飯田川公民館に社会教育指導員を 1名ずつ配置し、生涯学習相談に対応するととも に、学習課題やニーズの把握及び学習情報の提供 に努めます。

### 基本施策② 生涯学習活動を推進する人材や団体の育成

生涯学習で学んだことや持っている知識、技術、経験を地域の教育力向上の ために生かすことができるよう、各種社会教育団体や生涯学習に関係するボランティアの支援・育成を推進します。

今後は、新たな生涯学習活動へつなげていく生涯学習奨励員、生涯学習人材 バンク、生涯学習活動を推進する人材や団体の育成等の人材確保が重要です。

具体的施策	内 容
生涯学習奨励員活動の推進	生涯学習奨励員活動の活性化を図り、市内各地域における学習者の相談や支援に努めます。
各種社会教育団体への支援	自主的な運営が展開できるように各種社会教育 団体を積極的に支援します。
生涯学習人材バンク	生涯学習人材バンク登録者の確保と育成を図る ため、市民への周知に努め、市のホームページを 活用し市民への情報提供を推進します。 市民へのボランティア活動に対する理解と関心 を高めるため、さまざまな分野におけるボランティアの育成に努めます。

### 基本施策③ 社会教育施設の整備と充実

公民館・図書館・勤労青少年ホーム・児童館等、老朽化が進んでいる施設が 多数あります。特に、天王公民館の老朽化が顕著になっており、今後の整備計 画を検討します。

本市の財源は限られており、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、計画性のある施設整備を図り、市民の利便性向上や公共施設の延命化に努めます。

具体的施策	内 容
社会教育施設の計画的な整	社会教育関連施設の維持・管理状況を調査し、
備	市公共施設等管理計画の方針を踏まえて、年次的     な整備・改修計画に基づき、社会教育施設の維持・
	整備に努めます。

### 基本施策④ 参画と協働による事業の推進

市民が積極的に地域づくりに参加するとともに、市民と行政がお互いに対話し、協働による地域づくりを進めることが重要です。

市自治基本条例には、「市民は、市と協働して豊かな地域づくりに努めます。」 と明示されており、今後は、行政と市民が「協働」して事業を推進していくこ とが求められます。

具体的施策	内 容
市民との協働による体制づ くり	市民と行政がお互いに対話し、協働で事業を推進できる生涯学習推進体制の充実に努めます。
関係機関との連携	県や教育機関・民間機関等、地域の資源、人材 を活用した学習機会の充実と情報提供に努めま す。
学校と地域の連携・協働の 推進	国では、さらなる学校と地域の連携・協働に向けて「コミュニティ・スクール(※)」を推進しており、 学校と地域が連携・協働し、未来を担う子どもたちの豊かな成長のため、教育的活動の充実に努めます。

※コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みです。

### 基本政策(2)公民館事業の充実

### 【現状と課題】

市民の価値観は多種多様であり、ライフステージにおける学習ニーズも多様 化しています。

公民館は地域における学習活動拠点として、幅広い世代に対応できる社会教育事業の推進が求められています。

### 基本施策① 公民館運営体制の充実

多種多様な学習要求に応え、地域課題を的確に把握し、その実情に即した公 民館運営に努めます。

具体的施策	内 容
公民館運営体制の充実	公民館運営審議会等において、地域の主体性や 住民の意向を反映させた公民館運営に努めます。 行政機関や教育機関と連携し、総合的に機能す る公民館のあり方を検討します。
公民館職員等の専門知識の 習得	市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、各種研修会の参加を通じて専門知識や実践活動の技術の習得に努めます。
公民館事業の検証と評価	公民館事業の検証を行い、市民が参加しやすい 事業の企画運営に努めます。

# 基本施策② 公民館における学習機会の充実

市では、天王・昭和・飯田川の3公民館を中心として、いつでも、どこでも、 だれでも学ぶことができ、広く学習情報の提供や学習相談活動、また学習機会 の提供に努めています。

社会の情勢や市民のニーズを把握しながら、具体的な講座や体験事業等に生かしていくとともに、市民の主体的で積極的な参画のもと、行政と一体となった生涯学習による地域づくりを推進していくことが重要です。

具体的施策	内 容
ライフステージにおける学 習機会の充実	3公民館で、家庭教育・成人教育・高齢者教育 等、各期のバランスがとれた講座・教室を開催し ます。
学習ニーズ等に基づく学習 メニューの企画・検討	情報収集に努め、市民の要望や現代社会の課題に応じた事業を企画・検討します。
アンケート調査等による学習ニーズの把握	公民館事業についての情報収集やアンケート調査等を行い、現状把握や分析に努めます。
公民館活動の啓発や広報の推進	市広報かたがみやホームページを活用し情報発信します。 市内各所にポスター掲示等を行い、公民館事業の周知を図ります。
社会教育団体の育成・支援	地域における学習活動を推進するため、各種団体等と連絡調整・連携するとともに、社会教育団体の育成支援に努めます。
地域づくりに関する情報提 供	地域をより豊かにするための生涯学習情報の提供に努めます。
学習成果を発表する機会の 充実	発表会や作品展、文化祭等、学習成果を広く市 民の発表する機会の充実を図ります。

公民館の入館者数 (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
天王公民館	25,758	27,212	29,652	25,929	30,606
昭和公民館	21,388	22,453	20,122	19,527	19,393
飯田川公民館	13,197	13,633	13,342	11,546	10,270
計	60,343	63,298	63,116	57,002	60,269

公民館の利用団体数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
天王公民館	1,560	1,543	1,431	1,340	1,380
昭和公民館	1,092	951	920	886	928
飯田川公民館	755	752	741	613	586
計	3,407	3,246	3,092	2,839	2,894

(単位:団体)

生涯学習講座の受講者数 (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
天王公民館	1,456	1,520	1,141	1,413	1,708
昭和公民館	1,441	1,541	1,600	1,550	1,276
飯田川公民館	2,121	2,052	1,953	1,898	1,767
計	5,018	5,113	4,694	4,861	4,751

### 基本政策(3)図書館事業の推進

### 【現状と課題】

市民の興味や関心が多様化・グローバル化する中で、個々の学習や知識の習得に応えられる図書資料の収集や様々なサービスの充実、新規利用者の獲得が重要となっています。

図書館では、インターネットによる図書検索システムを整え、インターネット予約サービスも行っています。

「第2次潟上市子ども読書活動推進計画」の基本方針に基づき、子どもがその成長に応じて読書に親しみ、豊かな読書生活を送ることができるよう子どもの読書活動に必要な取組や環境整備が重要です。

### 基本施策① 図書館運営体制の充実

市民のニーズに対応できるよう図書資料の充実を図り、読書環境を整備するとともに、レファレンス・サービスを充実させ、家庭や地域、学校等と連携し、読書ボランティア団体等の協力を得ながら、さまざまな取組を展開します。

具体的施策	内 容
蔵書の充実	市民の読書傾向を把握し、ニーズに対応できる
	よう様々な分野の蔵書の充実を図ります。
企画展示等の開催	話題本や季節の本及び郷土の偉人等の企画展示
	等を行い、本に親しむきっかけづくりをし、図書
	館利用者の増加を図ります。
学習機会の提供	市民の自主的、自発的な学習活動を援助するた
	め、読書会、映画上映会、企画展示会を定期的に
	実施する等多様な学習機会の提供に努めます。
公共図書館と学校図書館	図書の相互貸借や情報交換を密にし、学校と行
の連携・推進	政が連携・協力した図書館運営の充実を図ります。
司書の養成と職員の専門	図書館と人をつなぐコーディネーターとして司
知識の習得	書を養成するとともに、関係職員が研修会に参加
	し専門知識の習得に努めます。

具体的施策	内 容
啓発・広報の推進	「こども読書の日」「県民読書の日」及び「読書 週間」における広報・啓発を行います。 ホームページや館内掲示での紹介、市広報かた がみ等を利用し、読書活動の取組や図書館事業の 広報、啓発に努めます。 読書紹介ポスター作品募集事業「私がおすすめ したい本」を継続的に実施します。
利用者の利便性向上	インターネットを活用し、蔵書の予約や自分の 予約状況、貸出状況の確認、蔵書検索サービス等 の情報提供に努めます。 利用者が求める情報を把握し、迅速に対応でき るレファレンス・サービスの向上に努めます。 子どもから高齢者までの利用促進を図るため、 話題本や新刊図書の購入に努めます。

# 基本施策② 読書活動の推進

市民がいつでも、どこでも自主的な読書活動を行えるよう、家庭や地域、学校が連携して、市民の読書活動を推進していくことが重要です。

市では、第2次潟上市子ども読書活動推進計画や上位計画の方針に基づき、 子どもから高齢者まで広く読書に親しむことが出来るよう、市民活動を支援し ながら読書活動の充実に努めます。

具体的施策	内 容
子どもの読書活動の推進	第2次潟上市子ども読書活動推進計画に基づ き、読書活動の推進及び図書館からの情報提供を 積極的に行います。
読書サークルの育成・支 援	1冊の本について話し合い、本の内容を深め、 サークル活動を通じて自身のスキルアップを目指 します。また、サークルの育成・支援に努めます。

図書館の貸出冊数 (単位:冊)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本館	44,990	55,785	54,614	53,420	48,051
昭和分館	11,885	14,026	14,573	14,854	16,316
飯田川分館	433	544	590	763	479
追分分館					1,765
計	57,308	70,355	69,777	69,037	66,611

平成24年度~27年度 本館は追分分館(勤労青少年ホーム内)を含む

昭和分館(昭和学習館)

飯田川分館(飯田川公民館内)

追分分館 平成28年度から分館登録(日図協)

平成27年度まではサービスステーション

図書館の蔵書冊数 (単位:冊)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本館	85,583	86,205	86,965	88,299	84,451
昭和分館	16,991	16,111	15,861	16,424	17,326
飯田川分館	4,862	4,970	4,973	4,687	4,753
追分分館					3,852
計	107,436	107,286	107,799	109,410	110,382

平成24年度~27年度 本館は追分分館(勤労青少年ホーム内)を含む

図書の相互貸借 (単位:冊)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本館	31	149	227	136	286

### 読書サークル会員の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
団体数(団体)	8	8	8	8	9
会員数(人)	87	86	92	84	85

### 基本政策(4) 青少年の健全育成

### 【現状と課題】

少子化・核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化等、子育て家族が孤立 化しやすい環境により、育児不安の拡大や家庭教育力の低下が懸念されます。

若い世代のライフスタイルやニーズが多様化し、仕事を持ちつつ子育てをするひとり親等、家庭形態の変化により、それぞれが抱える課題も増えています。こうした時代背景によって、子どもの不登校や引きこもり、いじめや自殺、犯罪の低年齢化、児童虐待等子どもを取り巻く環境は複雑化しています。

子どもたちが、地域の中でのびのびと暮らせる社会の実現を目指し、安全安心の確保と健全育成のための環境づくりが重要です。

### 基本施策① 家庭教育の充実

学校・家庭・地域が一体となった家庭教育支援を図るとともに、公民館事業を中心に子育てや家庭教育に関する学習機会や情報提供、相談体制の整備等家庭教育の充実に努めます。

具体的施策	内 容
子育てや家庭教育に関する 学習機会の充実	関係機関等と連携を図りながら、子育てや家庭教育に関する講座・教室を開催します。 託児サービスを活用し、子育て世代がより参加 しやすい環境づくりに努めます。 家庭教育に関する情報交換や、悩みごとや心配 ごとを相談できる機会の充実を図ります。

### 基本施策② 青少年健全育成の推進

子どもたちの安全安心が確保された環境のもと、思いやりの心や豊かな人間性と社会性、自ら行動できる力を育めるよう、市民団体と連携し、体験活動等を実施し、青少年健全育成の充実に努めます。

具体的施策	内 容
青少年健全育成活動団体へ の支援	子ども会、青少年健全育成に関わる各種団体の活動を支援します。 青少年育成活動団体の指導者を育成するための支援の充実に努めます。
青少年の体験・交流活動の 実施と参加促進	自然体験活動、社会体験活動、ボランティア活動等を各地区児童館や公民館において実施し、高齢者との世代間交流や地域の人々との交流等、さまざまな世代と交流する機会を創出します。地域行事への児童・生徒の参加を促進し、青少年の社会参加意識やボランティア意識の向上普及を図るため、地域活動チャレンジカード事業の充実に努めます。
地域学校協働活動と学社連 携・融合事業の推進	地域学校協働活動と学社連携・融合事業を推進 し、学校・地域・家庭が連携して、青少年の健全 育成に努めます。

# 基本政策③ 児童館活動の推進

市では、追分地区児童館、昭和中央児童館、若竹児童センターを拠点児童館として、子ども一人ひとりの能力と個性をいかし、安全安心が確保された環境のもと、児童館活動推進を図っていくことが大切です。

具体的施策	内 容
児童館活動の推進	児童厚生員が中心となって、放課後や週末において世代間交流や地域文化行事等が体験できる各種イベントや、子どもが楽しく交流し学習できる各種教室を定期的に開催します。 拠点児童館の老朽化がみられるため、子どもが安全に過ごせるよう計画的な環境整備に努めます。

児童館の利用者数 (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	6,590	6,936	7,790	7,312	7,086
追分地区児童館	(2,316)	(2,910)	(3,147)	(2,953)	(3,066)
2010年中月辛始	5,597	5,551	5,431	5,818	5,552
昭和中央児童館	(4,068)	(4,228)	(3,941)	(4,486)	(4,242)
若竹児童センター	3,375	4,750	4,607	5,140	3,398
	(3,056)	(4,351)	(4,247)	(4,657)	(3,107)
計	15,562	17,237	17,828	18,270	16,036
	(9,440)	(11,489)	(11,335)	(12,096)	(10,415)

※下段()は、うち児童利用者数

# 児童館の利用団体数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
追分地区児童館	347	334	350	328	307
昭和中央児童館	133	111	116	111	109
若竹児童センター	11	53	48	64	42
計	491	498	514	503	458

(単位:団体)

(単位:人)

(単位:団体)

# 勤労青少年ホームの利用者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
勤労青少年ホーム	13,638	12,953	10,608	14,416	16,320

# 勤労青少年ホームの利用団体数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
勤労青少年ホーム	977	710	942	531	520

### 基本政策(5)スポーツ活動の推進

### 【現状と課題】

本県では、平成 21 年 9 月に「スポーツ立県あきた」を宣言し、秋田県スポーツ推進計画~「スポーツ立県あきた」推進プラン 2014-2017~により、宣言の趣旨を具現化するため、様々な施策を推進、併せて、スポーツ基本法の規定に基づき、国の「スポーツ基本計画」から、本県の実情に即して定めたスポーツ推進に関する計画に取り組んでいます。さらに、県と市が協働して取り組んでいく健康寿命延伸のため、体を動かす人づくりが求められています。

本市においては、生涯を通じて誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の機会や情報を提供するため、体育協会やスポーツ推進員等と連携を図りながら、天王総合体育館や昭和体育館、飯田川体育館をはじめ、野球場や陸上競技場、テニスコート、プール、グラウンドゴルフ場等のスポーツ施設を活動拠点とし、多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう各種セミナーや大会を開催しています。

また、多目的に利用される各体育館やグラウンドゴルフ場は、多くの市民に利用されている一方、専門性の高いスポーツ施設(武道館等)や野球場は、利用者が制限されることにより利用頻度が低い傾向にあります。

市民の運動交流の場となる市内スポーツ施設のほとんどが築 30 年以上経過しており、施設の老朽化が散見されるため、計画的な改修整備が必要です。

### 基本施策① 生涯スポーツの推進

市民が自主的・主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、 各種スポーツ団体の組織強化及び指導者の確保・育成に努めます。

具体的施策	内 容
スポーツ関係団体の育成・支援	市民の健康と体力づくりや地域間交流が活発になるよう、スポーツ関係団体と連携し、各種イベント・大会を開催します。 体育協会及びスポーツ少年団の体制整備の強化として、スポーツ団体としての社会的認知と地位向上を図るため、法人運営化を推進し、より活動が充実し規模拡大していけるよう各種スポーツ大会の移管を検討します。

具体的施策	内 容
スポーツ活動の機会・情報 提供	市民の誰もがスポーツに親しめるように、各種 スポーツ大会等の情報提供に努め、市民参加を推 進するとともに、市民のニーズやライフステージ に対応したスポーツセミナーを開催します。
地域スポーツとトップアス リートの好循環の推進	誰でも気軽にスポーツができる場を広げるため、拠点となる総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体と連携し、トップアスリートを活用したイベントを開催するなど、地域スポーツとトップスポーツの好循環を実現する取組に努めます。
スポーツ指導者の育成・活用	スポーツ関係団体と連携し、経験豊富で優れた 指導技術を有する地域の指導者の発掘に努め、人 材バンクによる確保を図ります。また、講習会の 開催や研修会等への派遣による人材育成とその活 用を推進します。
スポーツの普及拡大	全県規模やハイレベルな大会を招致し、高いレベルのプレーに触れる機会を増やし、スポーツに親しむきっかけづくりとスポーツの普及を図ります。
スポーツを通じた健康長寿 社会の創生	生涯スポーツの機会を創出し、運動やスポーツ に対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実 施者を増やすことにより、スポーツを通じた健康 寿命の延伸を図ります。

# 基本政策② スポーツ環境の整備

利用者がより安全に、より快適にスポーツ施設を利用することができるよう、施設の適正な維持管理と利用者サービスの向上に努めます。

具体的施策	内 容
施設の管理運営と利便性向 上	スポーツ施設の利用状況を精査し、市公共施設等管理計画の方針を踏まえて、年次的な整備・改
	修計画に基づき、施設の維持・整備に努めます。 また、利用者がより快適にスポーツ施設を利用 することができるよう、民間委託(指定管理者制
	度)等による管理運営を検討しながら、利用者サービスの向上に努めます。

# 各種スポーツセミナーの受講者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
各種スポーツセミナー	2,050	760	801	830	1,137

(単位:人)

(単位:力所)

(単位:人)

# 総合型地域スポーツクラブの設置数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総合型地域スポーツクラブ	3	3	3	3	3

# スポーツ少年団の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録数(団体)	38	37	37	37	35
団体数(人)	747	705	697	735	681

# 主な体育施設の利用者数

	-				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
天王総合体育館	26,851	27,617	26,346	27,305	24,987
昭和体育館	15,792	12,816	12,776	10,417	13,441
飯田川体育館	14,237	11,418	9,995	10,293	10,524
長沼球場 ※	12,993	11,744	10,877	12,773	14,874
元木山陸上競技場 ※	8,474	8,132	7,929	9,326	6,286
天王多目的健康広場 ※ (グランパスくらかけ)	34,558	33,971	29,234	35,079	33,099
二荒山グラウンドゴルフ場 ※	8,443	8,858	9,262	13,420	11,338

<sup>※</sup>各競技場連盟公認施設(※指定管理者管理施設)

### 基本政策(6)芸術文化活動・文化財保護の推進

### 【現状と課題】

社会情勢の変化により、生活の中にゆとりやうるおいを求める人が増加し、 芸術や文化活動に対する関心や興味が高まっています。

市内では概ね70団体から組織される芸術文化加盟団体が活動を行い、地区文化祭や芸術文化フェスティバル等で学習成果を発表し、福祉施設におけるボランティア活動も行っています。しかし、近年は会員の高齢化や固定化、指導者不足等が課題となっています。

市民が芸術文化に触れながら生活にうるおいを感じることができるよう、著名人による文化講演会等を毎年実施しており、身近な場所で気軽に芸術文化に触れることができるような環境整備が求められています。

市内には、国指定文化財をはじめ、先人たちが遺し、長年に渡って継承されてきた誇るべき貴重な文化財があります。それぞれの地区に受け継がれてきた民俗文化や、郷土の歴史、先人の文化的活動を示す有形文化財等、より一層の保存・保護・継承をする必要があります。

### 基本施策① 芸術文化活動の推進

芸術文化活動は、うるおいのある市民生活や豊かな地域社会を創出するうえで、大きな役割を担っています。

芸術に触れる機会の創出や市民の意欲あふれる芸術文化の推進に努めます。

具体的施策	内 容
芸術文化団体等の支援	市内の芸術文化加盟団体や地域の芸術文化団体等を支援するとともに、活動拠点の提供に努めます。 市民の自主的な活動を支援するほか、市内の小中学校や高等学校、民間団体と連携した芸術文化事業を推進します。
芸術文化に触れる機会の充実	市民参画による文化祭、文化講演会等の充実に 努め、市民が芸術や文化に触れることにより、芸 術文化意識の高揚を図ります。

具体的施策	内 容
複合機能を持った文化会	芸術文化の展示や発表ができるような複合機
館的施設の整備検討	能をもった文化会館的施設の整備を検討します。

# 基本政策② 文化財の保護と活用

文化財に対する関心が高まっていて、本市のこれまでの歩みを示す文化財を市民に広く親しんでもらうことは郷土愛を育むことにつながります。

今後、文化財を活用していくとともに、より一層の保存・保護・継承を図っていく必要があります。

具体的施策	内 容
文化財の発掘・調査・活用	文化財の発掘や調査研究を推進し、指定・登録 文化財としてその保護に努めます。 指定文化財の保存・保護・伝承・周知を図りな がら、文化財を学習・活用できる環境の整備に努 めます。
民俗文化財資料等の調査	本市の市名でもある「潟」の歴史・文化を今日に示す八郎潟漁撈用具を調査するほか、現有の民俗資料の調査、整理を進めます。 文化財資料等をデジタル化して記録保存するデジタルアーカイブ化に努めます。
文化財施設の整備	文化財を収蔵・展示する施設が老朽化し、施設の計画的な整備に努めます。
専門的知識を持った専任職員の配置	市民の共通財産である文化財の保護・活用のため、専門的知識を持った専任職員の配置を目指します。
文化財保護団体への支援	文化財保護団体の活性化を図り、民俗伝統行事の継承に努めるため、文化財保護団体の運営や後継者育成を支援します。

# 芸術文化団体の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
団体数(団体)	84	80	74	73	75
会員数(人)	1,114	937	988	902	909

# 郷土文化保存伝習館の入館者数

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
郷土文化保存伝習館	1,149	826	1,279	1,386	1,404